

長崎県南部海区漁場計画の変更(素案)

【変更内容】

(1)新たに南区計第804号を追加する。

1 漁業権に関する事項 ※共同漁業及び以下を除く区画漁業については令和6年5月31日付け長崎県告示第325号により公示した内容と変更ないため省略する。

※基点、点の緯度経度の値については内容確認中であり、値を修正する可能性があります。
 ※条件については公益協議を実施しているところであり、公益上の支障により条件が付される可能性があります。

【追加】

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点									
南区計第804号	長崎県 長崎市 深堀町 大籠馬落とし地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 長崎市深堀町新地防波堤標識(階段扉降口) (北緯32度40分55秒, 東経129度49分7秒) 2 同市同町大籠農道竣工記念碑下標識 (北緯32度40分39秒, 東経129度49分4秒)	イ 1から267度100メートルのところ (北緯32度40分55秒, 東経129度49分3秒) ロ 1から267度200メートルのところ (北緯32度40分54秒, 東経129度48分59秒) ハ 2から267度240メートルのところ (北緯32度40分38秒, 東経129度48分54秒) ニ 2から267度140メートルのところ (北緯32度40分39秒, 東経129度48分58秒)	第1種 藻類養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和7年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	長崎市 深堀町 大籠町 晴海台町 三景台町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。 2. 海底ケーブルの設置者の敷設した海底ケーブルの保護に必要な配慮をしなければならない。	新規	

2 保全沿岸漁場に関する事項

※令和6年5月31日付け長崎県告示第325号により公示した内容と変更ないため省略する。